

コロナ禍が「働く留学生」に与えた影響 —在留資格「特定技能」選択に関する意識の変容—

川久保 華世

1. 日本語学校を取り巻く環境とコロナ禍

近年、日本語学校では、ベトナム、ネパールを主とした非漢字圏出身の留学生が急増している。独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、日本語学校留学生の数は2011年の25,622人であったが、新型コロナウイルス感染症拡大直前の2019年には83,811人と8年で約3.5倍に増加した（独立行政法人日本学生支援機構 2012, 2020）。日本語学校に留学生が急増した背景には、出身国との経済格差および若者の就職難がある。また、日本における留学生には1週間に28時間のアルバイトが許可されている。これらが、日本への留学を希望する大きな要因（佐藤 2012）となっている。

一方で、日本語学校に在籍しながら長時間のアルバイトに従事する留学生の存在が常態化し、留学生のアルバイトが日本の非熟練労働を担う移民の役割となってきた（岩切 2017）。

こうした状況の下、2019年4月に特定技能制度が創設された。「特定技能」とは、就労のための外国人在留資格の一つで、深刻化する日本社会の人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるための制度（出入国在留管理庁 2022）である。「特定技能」は技能レベルにより、特定技能1号と特定技能2号に分けられる。本稿では、日本語学校の留学生が一般的に取得可能な在留資格である特定技能1号を「特定技能」とする。「特定技能」創設以前は、高校卒業後に来日した日本語学校の留学生が、日本で就職するためには、進学し専門的知識や技術を習得した上で、それに関連付けられた職種に従事するための在留資格である「技術・人文・国際業務」を取得する必要があったが、「特定技能」が創設されたことにより、日本語学校から直接就職するという進路の選択肢が新たに加わった。

このように、留学生を取り巻く状況が変化する中、2019年の3月頃から新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）が流行し、多くの留学生の学生生活や経済状況に影響を与えた。「働く留学生」は日本での長期的な就労を希望する傾向が強い（川久保 2022）ことに加え、受け入れ側の企業は技能実習生や留学生など、日本での在留経験がある層を「特定技能」外国人として積極的に採用している（加藤 2021）。そのため、コロナ禍で経済的な困難に陥った留学生は、学業継続をあきらめて、在留資格を「特定技能」に切り替えて就職することも考えられる。

本稿では、日本語学校および専門学校に在籍しながらアルバイトをする学生を「働く留学生」¹と定義する。また、メディアなどで近年用いられるようになった「出稼ぎ

¹ 「働く留学生」は、もともと岩切（2017）の調査で、調査対象である福岡県の日本語学校に在籍するネパール人を指して使用されていた。川久保（2022）では、日本語学校在籍中の留学生のみを指していたが、本稿では川久保（2022）と同じ調査協力者を対象にしており、彼らが専門学校に進学

留学生」や「偽装留学生」などの語に含まれる批判的意味合いを排するため、本稿では中立的な「働く留学生」を使用する。なお、本研究はネパール人の「働く留学生」を調査の対象とした。

2. コロナ禍の留学生についての先行研究

まず、コロナ禍において「働く留学生」が置かれた経済状況をまとめる。本研究の調査協力者の出身国であるネパールの状況を見ると、2020年3月24日から7月21日までおよび2021年4月29日から9月1日の2回にわたって、コロナによる都市封鎖²が実施された。ネパール財務省(2020)によると、2019-20年度(2019年7月16日から2020年7月15日)の一人あたりの名目GDPは1126ドルで前年度比約-3%であった。これは、過去20年間で初めてのマイナスであり、2014-15年度の大地震による経済損失よりも深刻であると述べており、コロナはネパール経済に大きな打撃を与えた。これらの影響から、「働く留学生」への母国からの送金が滞っていたことは想像に難くない。

次に「働く留学生」のアルバイトの就業状況を知るため、2020年5月³の産業別一般新規求人情報の雇用情勢(厚生労働省2020)を見てみる。全産業・全雇用形態の総求人数は637,335人(-32.1%)で、そのうちパートタイム⁴従業員の求人数は245,731人(-35.3%)で、全体の傾向として求人数が前年度に比べて大幅に減少していた。()内は対前年同月比を表す。「働く留学生」の多くがアルバイトをしている業種におけるパートタイムの求人については、食料品製造業が6,706人(-37.8%)、小売業が39,171人(-37.4%)、飲食店が18,808人(-51.4%)と、飲食店を筆頭にアルバイト求人数が大幅に減少していた。さらに、「働く留学生」は、進学することで居住地が変わっている可能性が高く、アルバイトを新規に始めることは容易ではなかったと考えられる。

次に、コロナ禍の留学生が置かれた状況を調査した先行研究を概観する。留学生会教育学会は、緊急事態宣言の発令期である2020年4月に、アンケートによる緊急調査を実施した(有効回答552件)(近藤・石倉2020)。アンケート回答者の主な国籍は、中国が約50%で、ベトナムが約5%、ネパールは0.3%であった。主な在籍学校種は大学で97%であった。その結果、日本で学ぶ外国人留学生在が一番困っていることは、「金銭」が28%と最も多く、次に「進路(進学、就職)」と「生活」がそれぞれ21%と続いた。一方で、全体の92%が「留学を継続し、頑張りたい」と回答した。ここから、経済的に困難な状況にありながらも、留学生生活を継続したいと考える留学生在が大多数であった

したため、定義の範囲を日本語学校在籍者に加え専門学校留學生までに拡大した。

² 公式データの存在を見つけないことができなかったため、日本在住のネパール人大学生の証言と地元メディア『Kathmandu post』2022年3月5日の記事「All Covid restrictions lifted in Valley」(<https://kathmandupost.com/valley/2022/03/05/all-covid-restrictions-lifted-in-valley>) (2022年12月18日閲覧)を参考にした。

³ 一般的に長期休暇のアルバイトを探し始めるのは、長期休暇開始の2、3ヶ月と考えられるため同月にした。

⁴ 厚生労働省：職業安定業務統計の用語の解説では、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者」である。本稿ではこの定義に従い留學生のアルバイトをパートタイムの一形態と考える。

ということがわかる。また、かながわ国際交流財団（2020）は、2020年7月にかけて、神奈川県内在住および在学のアルバイトをしながら生活する外国人留学生に対してアンケート調査を実施した（有効回答 237 件）。アンケート回答者の主な国籍は、中国が 61%、ベトナムが 9%、ネパールが 4%であった。主な在籍学校種は大学が 70%、大学院が 13%であった。その結果、75%が経済的に困難な状況にあり、93%が勉強や将来などの心配事を抱えていた。両調査において対象者の半数以上が漢字圏出身者かつ在籍学校種が大学であったため、次に、「働く留学生」の出身地域である非漢字圏および専門学校を対象にした先行研究を見る。

池田・小山田（2022）は 2022 年 1 月に東京都内の専門学校に通う留学生にアンケート調査（有効回答 189 件）とインタビュー調査（3 名）を実施した。アンケート回答者の主な国籍はベトナムが約 90%で、中国 5%、ネパールが約 3%であった。調査結果から、最も困っていることは「生活費の不足」が 25%、「アルバイト勤務時間の縮小」が 16%、「アルバイトが決まっていない」が 16%、「学費が負担（になっている）」が 8%、「在留資格の更新が（許可されるか）不安」が 6%であった。また経済的な問題を乗り切るために、友人やクラスメートなどのコミュニティ内で相互に助け合っていた一方で、緊急小口支援金などの公的な財政援助制度に頼らない傾向にあったことを明らかにしている。

佐藤（2021）は 2020 年 4 月に海外在住ネパール人協会が日本在住ネパール人留学生に実施したアンケート調査（有効回答 657 件）を紹介している（在籍学校種については不明）。その調査によると、経済的困窮者の割合が全体の 93%、アルバイトに影響が出た者が 87%と極めて高く、家賃および学費の支払いが困難な状況であった。また、内定が取り消されたなど、進路にも影響を及ぼしていることが明らかになっている。

これらの先行研究から、学校種、国籍に関わらず多くの留学生が経済的に困難な状況に陥っていることが明らかになっている。

留学生の進路の影響については、高向・田中（2021）が、コロナ禍によって求人が大幅に減少し、希望する進路変更を余儀なくされ、介護や食品製造業など、人手不足の業界への就職を検討しはじめた留学生の存在について言及し、留学生の進路変更は、在留資格の変更にも影響を与える⁵ため、長期的な人生設計にも影響が大きいことを指摘している。

「働く留学生」の「特定技能」に関する意識についての調査は、川久保（2022）が特定技能元年の 2019 年に「働く留学生」23 人に対して行った進路決定に関するインタビュー調査が挙げられる。川久保の調査の範囲では、調査協力者の約 8 割が、主に次の 2 点を理由に進路として「特定技能」による就職を選択しなかった⁶。1 つ目は、在留期間の上限が 5 年であることおよび家族帯同ができないという制度の制限性で、

⁵ 就労するための在留資格は、大学や専門学校での専攻分野と従事する業務内容との関連性が審査される。

⁶ 調査が実施されたのは、調査協力者が日本語学校在籍中であったが、卒業時に特定技能を取得して就職した者はいなかった。

2 つ目は進学してより良い条件で就職したいという上昇志向を有するためであった。つまり、高等教育を受けた上で、より良い条件で就職したいと考えていたのである。是川 (2019) は、日本での就労を目的として来日した人のあいだでは、中長期的な教育達成を経て、日本での就労が展望されている可能性について言及しており、川久保の調査結果はそれを支持するものであった。しかし、この調査はコロナ発生以前であったため、コロナ禍が「働く留学生」の「特定技能」に対する意識にどのような影響を与えたかは明らかになっていない。

日本社会が深刻な人材不足に直面している中で、「働く留学生」がコロナ禍においてどのような影響を受け、「特定技能」に対する意識変容の過程を記録し考察することは、在留資格の制度設計の検討の材料となり、日本留学経験を持つ貴重な外国人材獲得の一助となると考えられる。

3.1. 研究目的

本研究では、コロナ禍が「働く留学生」の経済状況を主体とした生活および「特定技能」への意識に対して、どのような影響を与えたかを明らかにすることを目的とし、以下の2点を研究課題として設定した。

【研究課題1】コロナ禍による「働く留学生」の経済的困難は、具体的にどのような状況であったのか。

【研究課題2】コロナ禍による「働く留学生」の「特定技能」に対する意識変容はあったのか。ある場合、それはどのようなものだったのか。

3.2. 研究方法

本研究⁷は、専門学校に在籍するネパール人留学生を対象にした事例研究である。調査期間は2020年8月から11月で、アンケート調査およびインタビュー調査を行った。アンケート調査は、Web アンケート作成・管理ソフトウェア Google Forms を利用し、コロナ禍の生活、学費の支払い、アルバイト状況など (表3) について質問した。(以下、事前アンケート調査) を行った。その後、事前アンケートの回答を深めることを目的として半構造化インタビューを行った。インタビュー調査では、川久保 (2022) の調査 (以下、コロナ前調査) 協力者23人の中から、ネパール人男性5人を対象に行った (表1)。5人を選んだ基準は、コロナ前調査で学費の支払い方法や、就職および「特定技能」に関しての意識について多く語られていたことから、継続調査の対象者として適切だと考えた。また、インタビューにおける態度や語られた内容から、すでにラポールが形成されていると考えられたこと、そして最終学歴の属性や進学先にある程度の多様性があるため、コロナ禍においても多様な経験をしていると考えたからである。

⁷ 本研究は首都大学東京 (現東京都立大学) 南大沢キャンパス 2019 年度研究倫理委員会から承認 (承認番号: 2019 文 005) を受けている。調査協力者への影響と対策・措置、説明方法や同意確認のほか、データ収集方法・処理におけるプライバシー保護のための措置に関しては、倫理的に十分配慮するよう計画し研究を実施した。

表1 事前アンケート調査およびインタビュー調査協力者の属性

	調査協力者	性別	年齢	専門学校の分野	居住地	母国での最終学歴	インタビュー時間
1	B	男	22	ビジネス	静岡	大学中退	35:13
2	E	男	26	ビジネス	神奈川	大学院	52:47
3	L	男	20	自動車整備	新潟	高校	79:38
4	G	男	22	自動車整備	新潟	大学中退	52:15
5	R	男	25	IT	神奈川	大学	41:37

表2 追加アンケート調査協力者の属性

	性別	年齢	専門学校の分野	居住地	母国での最終学歴
1	女	21	ビジネス	神奈川	高校
2	女	21	ビジネス	神奈川	高校
3	女	22	ビジネス	神奈川	高校
4	男	29	ビジネス	神奈川	高校
5	女	25	ビジネス	神奈川	大学
6	女	25	ビジネス	神奈川	大学
7	男	27	ビジネス	神奈川	大学
8	男	21	ビジネス	静岡	高校
9	男	22	ビジネス	静岡	高校
10	男	22	ビジネス	大阪	高校
11	男	26	ビジネス	大阪	高校
12	男	21	農業	茨城	高校
13	男	22	農業	茨城	高校

また、インタビュー調査を進める過程で、他のコロナ前調査協力者の状況を知ることとで、より詳細な状況が把握できると考え、コロナ前調査の調査協力者全員を対象にして、上述した方法でアンケート調査を追加した（以下、追加アンケート）。追加アンケート協力者の属性は表2に示す。本調査協力者すべての日本語レベルは、N3を受験するレベル⁸であった。

⁸ 2020年7月の試験は新型コロナウイルス感染症の拡大により試験は中止されているため、2019年

追加アンケートの内容は、インタビューで語られたことの中で、コロナ禍の状況をより詳細に知ることができると考えられる内容（例えば、借金状況）を質問にして、事前アンケートに付け加えた。事前アンケートおよび半構造化インタビューの内容を表3に、追加アンケートの内容を表4に付す（表3に含まれる内容は、表4から省いた）。

追加アンケートは、コロナ前調査の調査協力者23人のうち、インタビュー対象者5人と帰国した1人、そして連絡がつかない1人を除く16人に依頼し、14人から回答が得られた。そのうち本調査の対象外であるベトナム人1人を除いた13人を集計の対象とした。最終的に、事前アンケートと追加アンケートを合わせて、18人からアンケート調査の回答を得られたことになる。アンケートの集計は事前アンケートと追加アンケートを統合して集計した。

表3 事前アンケート調査およびインタビュー調査の内容

1	コロナになることを恐いと思いますか。
2	コロナで学校が休みになり、ONLINEになって、携帯電話の料金は高くなりましたか。
3	部屋にインターネット(Wi-Fi)はありますか。
4	ONLINEの授業では何でしたか。
5	「特別定額給付金」(10万円)はもらいましたか。
6	(もらった人は)何に使いましたか。
7	コロナで夏休は短くなりましたか。
8	夏休みに28時間以上働きましたか。
9	毎月の生活のお金(食べ物、携帯電話など)はいくら使っていますか。
10	毎月の生活のお金は(食べ物、携帯電話など)はコロナの前と変わりましたか。
11	次の学費をどうやって払いますか。
12	専門学校を卒業するまでに、あといくら払いますか。
13	コロナがありましたが、送金を受けることはできましたか。
14	「特定技能」の試験を受けますか(受けましたか)。

表4 追加アンケート調査の内容

※1 表3と重複する内容は省略している。

※2 調査協力者が読めるように、実際のアンケートではひらがな表記の箇所が含まれる。

1	インターネットのお金は、アパート代に入っていますか。別に払っていますか。
---	--------------------------------------

12月実施の日本語能力試験の受験級である。

2	インターネットが問題で、オンライン授業で困ったことがありますか。
3	新しい学校に行き、アルバイトはすぐに見つかりましたか。
4	アルバイトをするときに、コロナの心配はありますか。
5	(週に 28 時間働けなかった人は) どうして 28 時間働けませんでしたか。
6	(週に 28 時間働けなかった人は) 28 時間働けなくて困りましたか。
7	夏休みは何時間働きましたか。
8	専門学校に入って、最初の学費を遅れないで払うことができましたか。
9	次、いつ専門学校に学費を払いますか。
10	コロナでお金に困ったとき、誰かにお金を借りましたか。
11	これからお金を借りる予定はありますか。
12	学生支援緊急給付金はもらいましたか。
13	N3 以上をもっていますか。
14	今年の 12 月の JLPT はどのレベルを受けますか。
15	専門学校に入ってから就職や将来へのビジョンは変わりましたか。

3.3. インタビュー調査の概要と分析方法

インタビューは、コロナに感染することを防ぐため調査協力者が指定する SNS を利用したビデオ通話機能 (LINE・Facebook Messenger) を利用して行った。インタビューを行った時間の合計は 176 分 33 秒であった。フォローアップインタビューは、B さんを除く 4 人を対象に計 84 分を行った。インタビューの総合計時間は 261 分 30 秒であった。個別のインタビュー時間については、表 1 に記載する。

インタビューデータの分析は、佐藤 (2008) の質的データ分析を参考にし、次の手順で分析した。まず、インタビューデータに対しオープンコーディングを行った。その後、付されたコードを内容別に分類し、最終的にアルバイト、コロナ禍、サポート、学校生活、経費支弁、将来の 6 つの項目に分けた。次に調査協力者 (事例) を縦軸に、分類された 6 つの項目とその下位分類を横軸にしてマトリックスを作成した。各セルにはセグメントの要約を記入し、空白部分はデータの欠損部分とみなした。データ欠損部分を補う必要がある場合およびさらに深く聞きたいことがあった場合に、フォローアップインタビューを実施した。その後、各セルに対して焦点的コーディングを行った。焦点的コーディングとは、より抽象度の高い概念に置き換えていく作業 (佐藤 2008) である。この作業を繰り返すことで、コードを集約し精緻化させた。インタビューデータ提示の際、このコードを活用して【 】インタビューデータのポイントを示した。

記述には、アンケート調査の回答を代表するものおよび筆者の視点で特異な例や重要だと考えられる事例を取り上げ、インタビューデータを提示したインタビューデー

タを提示する際には、《○（○は調査協力者に付されたアルファベット）さんの事例》と表記した。筆者（インタビュアー）の発話は〈 〉で、調査協力者の語りはアルファベットで示した。尚、生の声をより鮮明に記録するため、切片化したものではなくシーケンスを維持したまま、可能な限り本文で取り上げることにした。

4. 結果と考察

4.1. コロナ禍の「働く留学生」経済状況

4.1.1. アルバイト状況

「働く留学生」の夏季休暇中のアルバイト状況について見ていく。留学生のアルバイトは法定で一週間に 28 時間まで許可されている⁹が、長期休暇中は一週間に 40 時間まで許可されるため、「働く留学生」にとっては、学費や生活費など、留学生活に必要な資金を得るための重要な期間となっている。

夏季休暇期間のアルバイト従事時間について、長期休暇中のみ許可される 29 時間以上「働いた」という回答は 39% (7 人) で、「働かなかった」という回答が 61% (11 人) と過半数であった (n=18)。夏季休暇中に 29 時間以上働かなかった理由 (n=11) については「アルバイトがなかった」が 73% (8 人) と最も多く、「希望するアルバイトがなかった」18% (2 人) を大きく上回っている。夏季休暇中のアルバイト就労時間 (n=12) については「0-9 時間」と「10-19 時間」がそれぞれ 8% (1 人)、「20-28 時間」が 50% (6 人) で最も多い。長期休暇のみに許可される 29 時間以上は、「29-34 時間」が 88% (1 人)。最大時間の「35-40 時間」は 25% (3 人) にとどまっている。上述した通り、2020 年 5 月のパートタイム従業員の求人数は、前年同月比の -32.1% (厚生労働省 2020) であったことから、「働く留学生」の夏休みのアルバイト就業は厳しい状況であったと言える。

以上のことから、29 時間以上働いている回答者も含めて、夏季休暇には希望するだけの十分な労働時間を確保することができなかったことにより、「働く留学生」は留学生生活を維持するためのアルバイト収入が得られていない状況の者が多く存在していたことが推察される。

4.1.2. 学費の支払い状況

ここでは、コロナ禍の影響で経済的に困難な状況にあった「働く留学生」の学費支払い状況を見ていく。「初回の学費を納付期限内に支払ったか」についての集計結果 (n=18) では、「期限内に支払った」は 39% (7 人) で、「期限が過ぎてから支払った」が 56% (10 人) と半数を超えており、「まだ支払っていない」が 6% (1 人) であった。この結果から学費支払いが厳しい状況にあったことがわかる。次に、インタビューデータから個々の学費の支払い状況を見ていく。

《Bさんの事例》【送金を受けられない状況】

B: 最初は、(専門学校への入学) 書類に書いた時は、50%は私が払えるけど、50%は家族が払うと書いたけど。今はコロナのせいだから。家族はお金がない。(中略) 国に

も仕事がないから。

）：そうか。だから、じゃあ残りの学費は全部Bさんが払うことになるのかな。

B：はい、先生。

(中略)

）：でも(学費の)70万円に足りないよね。

(中略)

B：今は仕事の給料も安い。

Bさんは専門学校受験時の出願書類に、学費支払い者は親と自分で半分ずつであると記したが、コロナの影響を受け母国からの送金を受けられない状況にあった。残りの学費70万円をアルバイト収入のみで支払わなければならないが、夏季休暇で24時間しかアルバイトができなかった。先行研究でも述べたとおり、コロナはネパール経済にも大きな打撃を与えていたことから、Bさんの元へは、母国からの送金が滞っていたと推察される。また、Bさん自身は、進学に伴い神奈川県から静岡県に転居しており、アルバイト収入が減少していた⁹と考えられる。家賃や物価、交通費の地域差を考慮に入れなければならないとしても、学費をアルバイト収入から支払うことを考えると、転居による減収の影響は大きいと言えよう。

以上のように、Eさんは母国からの仕送りが停滞したことに加え、進学に伴う転居でアルバイト賃金が低下したことにより、学費の支払いが難しい状況であった。

4.1.3. 借金状況

ここでは、コロナによる経済苦を乗り越えるための借金状況を見ていく。「コロナ禍によって借金をしたか」についての集計結果(n=18)では、「借金をした」が15人(83%)で8割を超えている。借金をした場合の金額(n=15)については、「1~50,000円」が33%(5人)、「50,001~100,000円」が27%(4人)と借金額が10万円以下であったという回答が合わせて60%(9人)と過半数であった。「100,001~150,000円」は13%(2人)、「150,001~200,000円」が20%(3人)「それ以上」が7%(1人)であった。借金をした場合の借金先(複数回答)(n=15)については、「友人・知人(学生)」が43%(9人)と最も多く、「親戚」と「友人・知人(社会人)」が19%(4人)、学生同士の親しい仲間内で借金をしていることがわかる。借金の金額が比較的少額であるのは、主に仲間内で借金が行われていたためであると考えられる。回答の中には、借入先が社会福祉協議会14%(3人)という公的支援¹⁰を利用している事例も見られた。かながわ国際交流財団(2020)の調査では、自治体やボランティア団体からの生活支援の有無について、支援があったという回答が6%であった。調査規模、質問内容が異なる

⁹ 厚生労働省の公表によると、2020年の最低賃金は、神奈川県が1012円で、静岡県が885円と127円の差が生じていた。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して「緊急小口資金」の貸付が実施された。申請窓口は市区町村社会福祉協議会となっている(厚生労働省「生活福祉資金の特例貸付制度」(<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/samout/index.html>) 2022年12月27日閲覧)。

ことから単純比較することはできないものの、かながわ国際交流財団の結果と比較して、「働く留学生」は公的支援の利用を受けられた者が比較的に多い。しかし、まだ日本語能力が十分とは言えない「働く留学生」が、複雑な手続きを要する支援の申請を積極的に行っていると捉えると、公的支援を利用した者が多いことは、経済的な困難度の高さの表れと見ることもできよう。

次に、借金状況をインタビューデータから見ていく。

《Lさんの事例》【新たな借金先探し】

Q: そしたらまた誰かに借りようと思っていますか。

L: それ思ってるけど、今いろいろな連絡してるけど、誰も今、私も困っているから、お金がない。

Lさんは、社会福祉協議会から資金の融資を一度受けたものの、学費の支払いが滞っていた。そのため、どこから再び借金をしたいと考えているが、誰もが経済的に困窮している状態である、と語っている。Lさんは、このインタビューの後に社会福祉協議会に2度目の申請をしたが許可されず、新たな借金先が見つからない状況にあった。

以上のように、コロナ禍においては知人・友人等の近い関係者間で少額の貸し借りが行われていた一方で、借金先が見つからず、その結果、学費支払いが困難となり、就学継続が危機的な状況にあった者の存在も明らかとなった。また、コロナ禍において貸す側も経済的に困難な状況にあった。

4.2. 将来への展望

専門学校卒業後の展望については、どのような影響があっただろうか。

《Eさんの事例》【就学意欲の消失】

E: 仕事やると危ない。日本でビザをもらうことが危ない。でも、仕事やらないと学費とか生活とか。

(中略)

E: ビザをもらえないから、学校から。200万円以上課税、課税証明書を見たら就職ができないと先生が言ったから、国へ帰る。

(中略)

E: だから勉強することをちょっと辞めたい。学校を辞めたい。就職することができないのにどうして勉強する。お金を払うだけのこと。

Eさんは母国で大学を卒業しているが、日本での就職を希望し、就職の準備として専門学校に進学している。Eさんの学費支払い者は、コロナ発生以前に怪我のため送金が不可能になった。その後、怪我は快復し働けるようになったものの、コロナ禍の影響を受け、送金不可能な状態が続いている。そのため、Eさんは複数のアルバイトの掛け持ちをして学費を支払うことになった。しかし、その状態でアルバイトを続けると、法定28時間の就労時間を超える(以下、オーバーワーク)ことになり、就職時に在留資格を就労資格へ変更することが不許可になる恐れがある。実際に、Eさんが

在籍中の専門学校ではオーバーワークによる在留期間更新および在留資格の変更が許可されない事例が多発したという。課税証明書に記載される金額が200万円を超えた場合はオーバーワークに該当するため、Eさんは教師から就職が不可能だと告げられた。その結果、日本で就職することに希望が持てなくなり、就学継続の意欲もなくなっていた。

EさんやBさんの事例のように、コロナ禍において母国からの支援を受けられなくなったため、オーバーワークを余儀なくされ、就職の際に就労資格への変更のリスクが高まっている留学生は一定数存在すると考えられる。

4.3. 「特定技能」への意識

コロナ前調査では、特定技能創設初年度の2019年において、「働く留学生」は「特定技能」による就職は選ばなかった。では、コロナ禍の影響で就職が厳しいと予想された2020年においては、その意識に変容はあったのだろうか。

表5 「特定技能」を選択するか
に対する回答（コロナ前）

回答	人数	割合(%)
選択する	1	4
選択しない	19	83
わからない	3	13
計	23	100

川久保 (2022) より転載

表6 「特定技能試験を受験するか」に対
する回答（コロナ後）

回答	人数	割合 (%)
受験する (した)	0	0
受験しない	6	30
わからない	3	15
考えている	9	45
その他	2	10
計	21	100

※複数回答

表6は、「特定技能試験を受験するか」についての集計結果である。ここでは特定技能試験の受験を「考えている」が45% (9人) と最も多かった。その他には、「受験申し込みを忘れた」「どうしても就職できなかつたら」という積極的ではないものの、受験意志を有する回答が含まれていた。表5は、本調査協力者が日本語学校に在籍していた当時 (コロナ前調査) に「進学先として「特定技能」を選択するか」という質問に対する回答の集計である。表5は進学前の、表6は進学後の「特定技能」に対する意識を表している。表6で、特定技能試験を「受験する」ということは、「特定技能」を取得することには直結しないが、進路の一つとして捉えていると考えられる。表5と表6は、質問形式および質問内容が異なるため単純な比較はできないものの、両者の違いから進学前後で意識が変容していることが伺える。具体的に述べると、「特定技能」を選択しない傾向はほぼ変わっていないが、明確に選択しない意志を示す表6の

「受験しない」30% (6人) は表5の「選択しない」83% (19人) から減少しており、進学後には「(特定技能試験の受験を) 考えている」が45% (9人) という回答が新たに出現している。ここから、「特定技能」は積極的には選択しないものの、選択肢の1つとして捉えられ始めたと考えられる。

次に、インタビューデータから「特定技能」に対する意識を見ていく。

《Eさん、Bさんの事例》【意識の変化なし】

E: 5年のビザ(「特定技能」) 考えない。まだ考えない。(中略) ネパールから家族とか日本へ来ることができない、先生。このビザもらっても。

B: 国には帰らないと思うから。

Eさんは、学校を辞めたいと思っているものの、日本で就職するならば家族を呼び寄せたいという思いが強く、「特定技能」による就職は考えないと語った。一方、Bさんは帰国する意志はないため、5年の在留制限がある「特定技能」は必要ないと語っている。Eさん、Bさんの家族帯同制限と在留期間の制限を理由としていることはコロナ前調査の結果から変わっていない。一方、特定技能試験を受けることについては肯定的な考えも出てきた。

《Bさん、Gさん、Lさん、Rさんの事例》【保険的選択の芽生え】

B: 学費は払うことができなかつたら、その時「特定技能」のビザをもらう。

G: そうですね。それはまあ、会社はコロナの影響で、見つかるのは100%じゃないですよ。

G: 就職活動して会社が見つからないと他の方法がないので。

(中略)

G: 時間が厳しくって、あっちの「特定技能」の試験は難しいと思って。でも次回は絶対やろう、やと思っています。

L: 学校にも会社に来ているから(特定技能試験を受けることを) そんなに考えていない。できるだけこれ(自分の専門分野)を勉強して学校に(求人募集が)来る会社に就職する。そっちができなかつたら特定技能も一回受けると思っています。

R: 来年ビザが多分もらえないと。(中略) ちょっと。ビザのためにちょっと考えています。それでビザがもらえなかつたら「特定技能」もらって。

Bさんは、専門学校卒業後、帰国の予定はないと語っているものの、学費の支払いの見通しが立っていない。そのため、学費が支払えずに退学になった場合、特定技能試験の受験を考えている。Gさんはコロナ禍の影響で日本での就職が不確実となったため、就職先が見つからなかった場合に備えて、特定技能試験を受験する予定だと語っている。学業が忙しく準備ができていないが、「次回(の試験)は絶対やろう」と積極的に受験する意志を示している。Lさんは、学校紹介の企業に就職を希望しており、特定技能試験の受験は考えていないが、学校紹介の企業に就職が不可能であった場合は特定技能試験を受けるつもりである。Rさんは、専門学校の学費をすべてアルバイト収入から支払っているため、日本語学校時代にオーバーワークをしていたと認識し

しており、在留期間の更新ができない可能性があると考えている。Rさんは、専門学校卒業後の大学進学を目指しているが、この先もアルバイト収入だけで進学を続けるのであれば、在留期間更新が不許可になるリスクがさらに高まる恐れがあるため、その事態に備えるつもりであろう。以上のように、コロナ禍において「働く留学生」は「特定技能」を積極的に選択しなかったものの、保険的に利用したいという意識が芽生えていたと考えられる。

5. 経済苦による保険的選択の芽生え

【研究課題1】のコロナ禍による「働く留学生」の具体的な経済的困難状況についての調査結果は、以下のとおりであった。アルバイト雇用状況の悪化、進学にとまなう転居、母国からの送金の停滞という3つの要因により経済苦にあった。本調査では、夏休みのアルバイト状況、学費の支払い状況について「働く留学生」が抱える経済的困難さがより詳細になったと言える。そして、学費の支払いのためにオーバーワークを余儀なくされ、就職の際の就労資格への変更が許可されないリスクが高まっており、帰国を考えるなど、将来の展望についても大きな影響を与えていたと考えられる。

また、本研究では経済的困難をネパール人留学生たちがどのように克服しようとしていたかも明らかになった。ネパールでは日常的に友人・知人間で相互的に金銭の貸し借りが行われていることが多く、日本におけるコロナ禍中においても、仲間内で経済的に支え合う状況が確認できた。しかしながら、どの学生も厳しい経済状況にあって、借入先が見つからない場合が多く、見つかった場合も友人・知人同士の借金では、生活費の補填程度の少額にとどまり、学費の支払いには届かない額であった。

本調査の範囲では、経済状況や半数以上の者が初回の学費納付期限までに学費の支払いができていなかったことから、多くの「働く留学生」は就学の継続が困難な状況であったと推察される。

【研究課題2】のコロナ禍による「働く留学生」たちの「特定技能」に対する意識変容についての調査結果は以下の通りであった。本調査の範囲では、コロナ禍によって「働く留学生」たちが「特定技能」を積極的に選ぶようになることはなかったが、保険的な活用を視野に入れるようになった点で意識変容がみられた。ここでいう「保険的な活用」とは、将来予測されるリスク、例えばコロナ禍の影響で日本での就職ができない場合や、学費支払いのためオーバーワークをした結果、在留資格の更新が許可されない場合のことで、日本に滞在を続けて自己実現できる可能性を絶たれる可能性を考慮し、消極的選択として、また最低限の可能性を担保するための保険として「特定技能」を取得することである。「特定技能」の取得によって補償される内容は、一定の在留期間と就労活動の2点である。この補償内容は彼らにとってどのような意味があるのだろうか。

ネパール人留学生の専門学校進学のための大きな目的は、日本での就職準備と滞在期間の延長による経済活動である(柳 2017)ことを考えると、「特定技能」を取得することは、日本での経済活動という最大の目的を補償することができることになる。一方で、

「働く留学生」は、日本で就職することを、労働・無制限の在留期間・家族帯同の三要素（以下、就職の要素）が揃った概念で捉えている（川久保 2020）ため、就職の三要素を満たさず、彼らの求める就職とはならない。しかし、条件を満たせば「特定技能」から就職の三要素を満たす在留資格である「技術・人文・国際業務」に変更することも可能となる。よって「特定技能」を取得することは、リスクを回避しながら就職に対する希望を維持することができるため、保険的に選択する価値があると言えるのではなかろうか。

以上のように、コロナ禍により、経済的困難を経験した「働く留学生」は、就職ができないことへの危機感から、「特定技能」を保険的に活用しようという意識が芽生え始めと考えられる。

上述したように、企業は「特定技能」外国人の採用について、技能実習生や留学生など、日本での在留経験がある層を積極的に採用している（加藤 2021）ことから、職種や試験の詳細をさらに周知していくことで、「特定技能」は留学生の就職希望を実現させるための保険的な役割を担っていく可能性があるのではなかろうか。

6. おわりに

本調査の範囲内では、コロナ前には、明確に「特定技能」を選ばないという回答が多かったが、コロナ禍の影響により、「働く留学生」の中には「特定技能」を保険的に活用しようという新たな捉え方が芽生えていた。

現在（2022年12月）、特定技能制度は、特定技能2号対象業種の拡大などの制度改正が検討されている。特定技能2号では家族の帯同が可能となり、在留期間の上限もない。この2点は「働く留学生」が特定技能を選ばない主要因であることから、進路として選択されなかった（川久保 2022）。しかし、制度の改正が実現すると、この主要因がなくなることから、「働く留学生」の「特定技能」への意識の変容が起これと予想される。一方で、「特定技能」の対象業種が拡大するわけではないため、進学し高度な技術や知識が必要とされる職業に就きたいと考える「働く留学生」にとっては、この制度の改正が魅力的な変化とは映らない可能性もある。また、特定技能1号の期間については、家族帯同が不可であることは変わらないため、「働く留学生」がこの制度の改正をどのように捉えるかについては、さらなる調査が必要である。また、本研究は「働く留学生」の一部に実施した質的調査であるため、コロナ禍が「働く留学生」に与えた影響の全体像を明らかにするには、調査対象を拡張した量的研究が必要となる。

参考文献

- 岩切朋彦（2017）「「働く留学生」をめぐる諸問題についての考察（1）—グローバルな移民現象としてのネパール人留学生—」『鹿兒島女子短期大学紀要』，53, 15-24.

- 加藤真 (2021) 「第 10 章 諸外国の事例を通して考える「特定技能」—雇用縮小
下・移動制限下での外国人労働者の受入れ」鈴木江理子 (編著) 『アンダー
コロナの移民たち』明石書店, 246-266.
- かながわ国際交流財団 (2020) 「「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響」
に関する留学生アンケート調査結果」〈[https://www.studyinjapan.go.jp/
ja/_mt/2020/08/date2012z.pdf](https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2020/08/date2012z.pdf)〉 (2022 年 12 月 19 日閲覧)
- 川久保華世 (2022) 「「働く留学生」の進路決定に関する考察—在留資格「特定技
能」は新たな選択肢になり得るか—」『日本語研究』, 42, 59-75.
- 厚生労働省 (2020) 「一般職業紹介状況 (令和 2 年 5 月分)」〈[https://www.mhlw.
go.jp/content/11602000/000642368.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000642368.pdf)〉 (2022 年 12 月 19 日閲覧)
- 厚生労働省 「平成 14 年度から令和 3 年度までの地域別最低賃金改定状況改定状
況」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000979366.pdf>〉 (2022 年
12 月 19 日閲覧)
- 厚生労働省 「一般職業紹介状況 (職業安定業務統計) : 集計結果 (用語の解説)」
〈https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1_yougo.html〉 (2022 年 12 月 19
日閲覧)
- 是川夕 (2019) 「教育達成を通じた移住過程としての日本語学校「日本における
中長期在留外国人の移動過程に関する縦断調査 (PSIJ)」を用いた分析」是
川夕 (編著) 『人口問題と移民』, 明石書店, 153-176.
- 近藤佐知彦・石倉 佑季子 (2020) 「留学生教育学会 新型コロナ流行と留学事業
について緊急アンケート調査 日本で学ぶ外国人留学生」『アジアの友』, 542,
2-7.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』, 新曜社
- 佐藤由利子 (2012) 「ネパール人日本留学生の特徴と増加要因の分析—送出し圧
力が高い国に対する留学生政策についての示唆—」『留学生教育』, 17, 12-
22.
- 佐藤由利子 (2021) 「コロナ禍におけるアルバイト留学生の窮状」外国人権法
連絡会 (編集・発行) 『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白
書』第 3 章. 3. 28
- 出入国在留管理庁 (2022) 「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた
取組 (令和 4 年 8 月更新)」〈[https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.
pdf](https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf)〉 (2022 年 12 月 19 日閲覧)
- 高向有理・田中雅子 (2021) 「第 3 章 学べない、働けない、帰れない」—留
学生は社会の一員として受け入れられたのか」鈴木江理子 (編著) 『アンダー
コロナの移民たち』, 明石書店, 74-92
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2012) 「平成 24 年度外国人留学生在籍状況調査
結果」〈https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2020/08/date2012z.pdf〉
(2022 年 12 月 19 日閲覧) 〈https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/20

調査報告

20/08/date2019z.pdf)

独立行政法人日本学生支援機構 (2020) 「2019 (令和元) 年度外国人留学生在籍状況調査結果」〈https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2020/08/date2019z.pdf〉 (2022年12月19日閲覧)

柳基憲 (2017) 「ネパール人留學生の実態に関する研究—福岡県で学ぶ留學生を対象として—」『都市政策研究』18, 113-125

Ikeda, Osamu & Oyamada, Kazue (2022) The Actual Situation of International Students' Working Time and Living Conditions in A Vocational College During COVID-19 with Mixed Research. Bulletin of the Faculty of Language and Literature 36 (1), 105-116

Government of Nepal Ministry Of Finance (2020) 「Economic Survey 2019/20」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000979366.pdf>〉 (2022年12月19日閲覧)

(かわくぼ はなよ・相模国際学院/東京都立大学大学院博士前期課程修了)